

和光市高齢者福祉センター
指定管理者年度協定書

平成22年4月

和光市高齢者福祉センター指定管理者 年度協定書

和光市（以下「甲」という。）と地方自治法第244条の2に定める指定管理者（以下「指定管理者」という。）である社会福祉法人和光市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、平成21年10月1日に、和光市高齢者福祉センター（以下「本施設」という。）の管理運営に関して締結した和光市高齢者福祉センター指定管理者基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理運営業務（以下「本業務」という。）の実施に関する年度協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本業務の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

（年度協定の期間）

第2条 年度協定期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

（業務内容）

第3条 甲及び乙は、平成22年度に実施する本業務の内容は、基本協定第7条に定めるとおりであることを確認する。

（指定管理料）

第4条 甲は乙に対し、本業務に係る対価として金43,478,000円（消費税及び地方消費税を含む）の指定管理料を支払うものとする。

2 乙は甲に対し、前項の指定管理料について毎月書面をもって請求するものとする。

3 甲は、前項による指定管理料の請求が適正と認めたときは、当該書類を受理した日から30日以内に、乙に対し指定管理料を支払うものとする。

4 乙は甲の支払う指定管理料及び和光市総合福祉会館設置及び管理条例（平成16年条例第22号。以下「条例」という。）第5条第3号に定める介護予防通所介護事業に係る介護報酬並びに条例第10条の2の利用料金（以下「利用料金等」という。）の収入額の範囲内で本業務を執行するものとする。ただし、特別の事情が認められる場合は、甲と乙協議の上、甲は指定管理料の追加措置をすることができる。

5 指定管理料のうち、金20万円については基本協定第14条3項に定める乙の見積による1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の管理物件の修繕に使用し、年度終了後余剰金が発生した場合は、甲乙確認後、乙は甲に返納するものとする。

（指定管理料及び利用料金等の精算）

第5条 基本協定第21条第1項による収支の結果、本業務の実施に要した経費が前条第1項の指定管理料に満たない場合は、甲が負担する送迎業務委託料及び光熱水費の総額を限度として、乙はその差額を甲に返納するものとする。

2 基本協定第21条第1項による収支の結果、本業務の実施に要した経費の額が前条第

1 項の指定管理料を超えた場合は、指定管理料と利用料金等の合計額から本業務の実施に要した経費を差引いた額に100分の50を乗じて得た額（1円未満切捨）を市へ納付し、残額を乙の収入とする。

（備品）

第6条 乙は備品台帳を整備し、適正な管理に努めるものとする。

（モニタリングの実施）

第7条 乙は、本施設を適正に管理運営するため、自己評価及びアンケートを実施するものとする。

2 甲は、乙の本業務及び経理の状況等についてモニタリングを実施する。モニタリングは、基本協定第20条の規定による月報、前項の規定による自己評価及びアンケート結果並びに実地調査により行うものとする。

3 乙は、前項の実地調査の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

（合意事項）

第8条 甲と乙は、別紙の合意事項を遵守するものとする。

（疑義等の決定）

第9条 年度協定に定めのない事項及び年度協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

甲と乙は、この年度協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成22年4月1日

甲 埼玉県和光市広沢1番5号
和光市
和光市長 松本 武洋 ㊟

乙 埼玉県和光市南一丁目23番1号
社会福祉法人和光市社会福祉協議会
会 長 木田 亮 ㊟